

山梨県公報

第千八百十三号

平成十九年

十二月三日

月 曜 日

目次

告示

県営土地改良事業計画の変更(二件).....	八一九
道路の区域変更.....	八一九
道路の供用開始(三件).....	八二〇
急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件).....	八二〇
建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	八二二
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	八二三
毒物劇物取扱者試験の実施.....	八二三
平成十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度.....	八二三
正 誤	
平成十九年三月十五日付け第千七百四十四号中.....	八二四
平成十九年七月十二日付け第千七百七十六号中.....	八二四

告示

山梨県告示第四百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(大月東部地区県営中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

山梨県告示第四百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(上九一色地区県営中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十九年十二月三日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧場所

甲府市役所及び富士河口湖町役場

四 異議申立期間

平成二十年一月五日から同年一月十九日まで

山梨県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類

県道

二 路線名

鷲宿上曾根線

三 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員	延 長

の別 (メートル)	旧	八・二丁 二〇・〇	八八・三
	新	八・二丁 二二・〇	八八・三

笛吹市境川町藤袋字蘇在塚四八二〇番の三
地先から
笛吹市境川町藤袋字蘇在塚四八二八番の一
地先まで

山梨県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	笛吹市境川町前間田字石原田一番の一地先から 笛吹市八代町米倉字花田六八七番の二地先まで		七五五・〇	平成十九年 十二月五日

山梨県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字下椿六四三一番 地先から		九五・六	平成十九年 十二月三日

上野原市桐原字和田上六六五五番の一地先まで

山梨県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町山保字蔵地場六六一〇番の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字蔵地場六三五一番の一地先まで		二九・四	平成十九年 十二月三日

山梨県告示第四百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市町村大字	字	地番
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一五号から標柱番号二五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十五号と標柱番号一五号の標柱を結んだ線に囲まれた区域		南巨摩郡 身延町 一色	上日向	一一三二二 一一三二一 一一〇九 一一五五 一一三五
一色	四三二一	同 同 同	同 同 同	同 同 同

二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上日向	同	同	同	同	宮ノ脇	同	同	同
同	一 二 三 一	一 二 三 一	同	同	二 七 八	二 七 九	同	同	一 二 七 一	一 二 三 一 四	一 二 三 一 四	一 二 三 一	同	一 三 五 三	一 三 四 六	一 三 三 九	一 三 三 〇	一 三 一 九	一 二 五 一	一 二 七 二 三

山梨県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号十一号から標柱番号二十二号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十二号と標柱番号十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域。

標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
------	---	---	---	---	----	---	----

二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南巨摩郡
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南部町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	成島
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	富ヶ谷
三 一 六 一	同	三 三 六 九	三 三 七 七	同	三 三 七 六	三 四 四 五	同	三 四 五 三	三 四 五 二	三 三 五 一	三 三 六 一	三 三 二 〇	同	三 三 二 九	三 三 四 〇	三 三 三 九	三 三 三 八	三 三 二 七	同	三 二 七 一

山梨県告示第四百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域
平成十五年山梨県告示第四十一号中の標柱番号十九号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号から標柱番号二十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十四号と昭和五十九年山梨県告示第二百八十七号中の標柱番号十二号の標柱を結んだ線、同標柱と同告示中の標柱番号十三号から標柱番号

壊危険区域
号十六号までの標柱を順次結んだ線、同標柱と平成十五年山梨県告示第四十一号中の標柱番号二十号の標柱を結んだ線、同標柱と同告示中の標柱番号十九号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

番屋東	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
二十一	同	甲州市	同	塩山	同	同	一八七三
二十二	同	同	同	同	同	アラク	八八七
二十三	同	同	同	同	同	同	八八二
二十四	同	同	同	同	同	同	八八一
							二

山梨県告示第四百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
 葎崎市藤井町北下條字枇杷塚二二三一番一
- 二 道路の幅員
 最大七・九メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
 八七・二〇メートル

山梨県告示第四百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
 葎崎市大草町下條西割字俣下三〇九番一三、三二五番三及び三三八番五
- 二 道路の幅員
 最大六・六七メートル 最小六・〇〇メートル

- 三 道路の延長
 五一・七二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人地域活動支援センターわかさ
 - 2 代表者の氏名 山田もとゑ
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、障害者に対して、社会的ワンステップの場を提供し、機能回復及び自立支援に関する事業を行い、もって障害者の社会的地位の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年十一月十七日から平成二十年一月十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人やまぶきの郷
 - 2 代表者の氏名 星野五俊

- 3 主たる事務所の所在地 上野原市秋山四千三百八十四番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で暮らすうえで福祉サービスを必要とする高齢者等に対し、助け合う仲間を形成し、さまざまな活動をおして問題の解決や自立への支援を行うとともに上野原市金山地区に残る金山跡の歴史的遺産の環境と保全を図り、社会福祉、社会教育等の活動を通して地域の高齢者支援及び歴史的遺産の環境保全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十一月十六日から平成二十年一月十五日まで

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十九年十二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日

平成二十年二月十六日（土）

二 試験場所

甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

1 提出書類

受験願書

住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）

(三)(二)(一) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

七 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十年一月十一日（金）から同月十八日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月十八日（金）までの消印のあるものは有効とする。

2 提出先

住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号）に提出すること。

八 試験結果の発表等

平成二十年三月七日（金）に合格者の受験番号を県庁南側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 一一三三 一四九一）に問い合わせること。

● 平成十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十九年十二月三日

平成十九年七月十二日掲載の平成十九年三月十五日山梨県告示第八十号（保安林の指定の解除の予定）正誤中
五三三頁下段八行目から十一行目を削除する。

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一・六二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七六・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一八八・〇一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・二一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七六七・八二ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四三・九六ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、一六二・四五ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五六四・四八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七三二・四三ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・五四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一五二・八二ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一四七・四九ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二二・七八ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七二・三〇ヘクタール

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十号（保安林の指定の解除の予定）
一五九ページ上段終わりから二行目〜下段一行目中

「甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の二（次の図に示す部分に限る。）、四七八三の六九一（国有林）、北都留郡丹波山村字大常木一四四六の五（次の図に示す部分に限る。）」は、「甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の九四三から四七八三の九四五まで・四七八三の六九一・北都留郡丹波山村字大常木一四四六の三〇（以上五筆国有林）」の誤り。